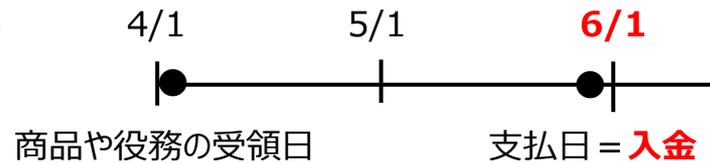


手形の「サイト」について

※「手形サイト」 = 「手形交付日から、手形金の入金日まで」の期間。

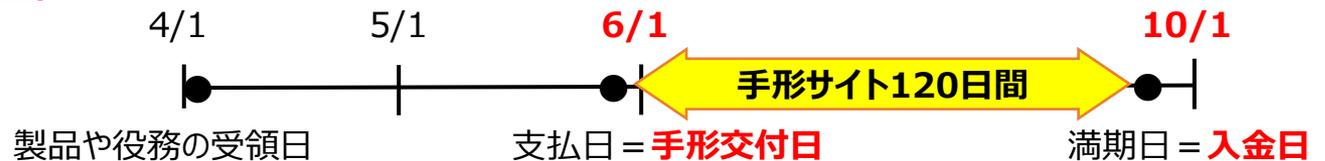
- 「現金払い」(銀行振込、口座振込) : 代金支払日に、代金を銀行振込み、口座送金、又は現金を手交。
 - 「手形による支払い」: 代金支払日に、現金受領まで一定期間ある「手形」(紙の手形のみならず、電子債権(でんさい)等も含む)を交付。
- ⇒受け取った者は、①銀行に割引料を支払い現金化するか、②他社への支払いとして譲渡(裏書譲渡)か、③満期日まで待つか。

■ 現金払いの場合(例)



※支払日までの期間(60日) = 現金受領までの期間【60日】

■ 手形払い(手形サイト120日)の場合(例)



※支払日までの期間(60日) + 手形サイト(120日) = 現金受領までの期間【180日】

- **成長戦略実行計画（2021年6月 閣議決定）**

「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。」

- **サイトが60日を超える手形等により下請代金を支払っていた親事業者に対する要請（中小企業庁・公正取引委員会、2022年2月、2023年2月）**

令和3年3月31日に、公正取引委員会及び中小企業庁は、おおむね3年以内（令和6年）を目途として手形等のサイトを60日以内とするよう、要請を行っています。

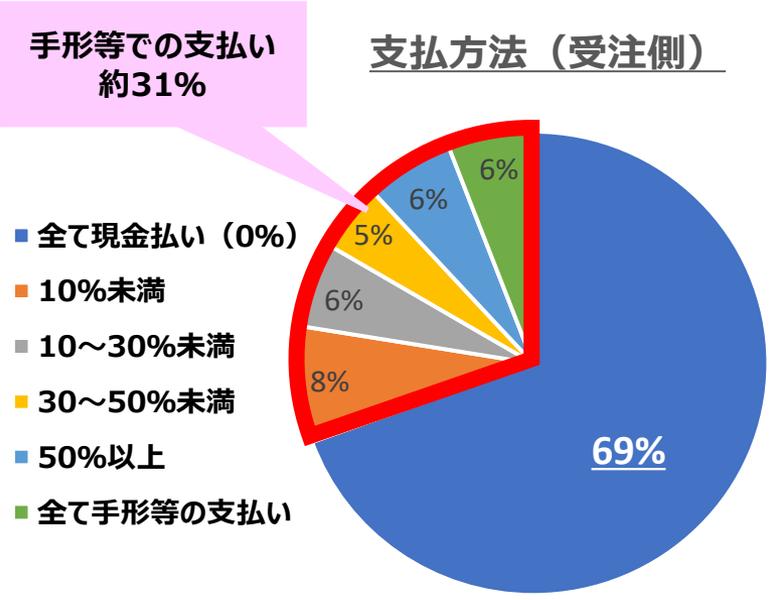
また、当該要請に伴い、令和6年を目途として、サイトが60日を超える手形等を下請法（下請代金支払遅延等防止法をいう。以下同じ。）の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することとしています。

そのため、貴社におかれましては、可能な限り速やかに手形等のサイトを **60日以内**としていただくようお願いいたします。

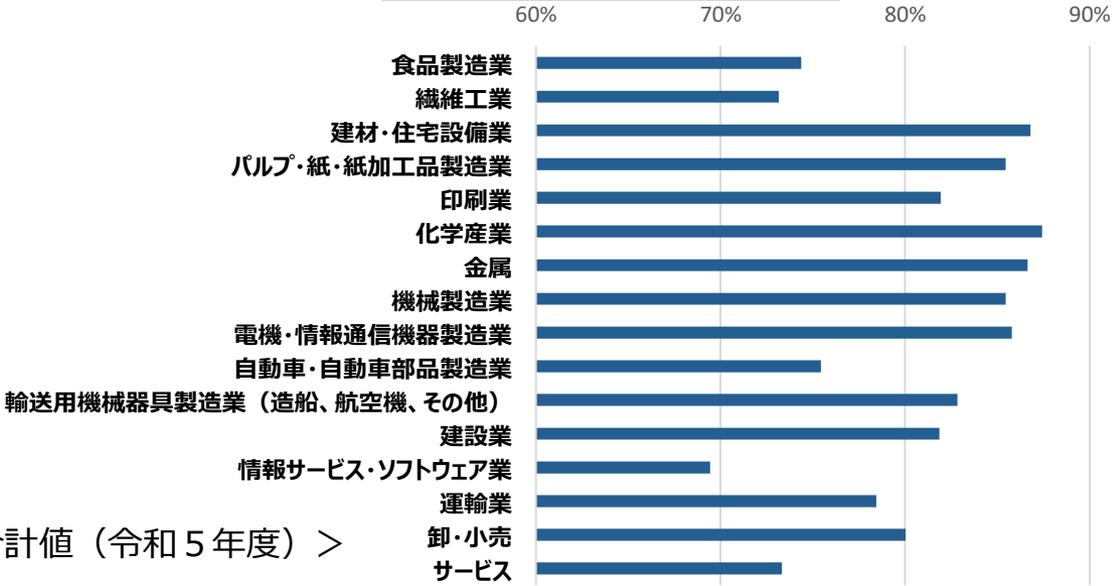
約束手形の利用の現状

<中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ（2024年1月）資料より抜粋>

- (現状)
 - 代金支払いの中に、**一部でも、手形等が含まれる企業の割合は約31%**。
 - 現金化までの期間が**60日超の手形を使用する発注事業者の割合**は、業種ごとにばらつき。
- 下請事業者に資金繰りの負担を寄せないよう、現金化までの期間を短縮する、又は代金は現金払い化すると
いった支払い条件改善に、サプライチェーン全体で取り組むことが必要。



【業種別】現金化までの期間が60日を超える手形を使用する発注事業者の割合



<取引条件改善状況調査・自主行動計画 F U 調査合計値（令和 5 年度）>

<パブリックコメント（概要）>

- 実施時期：令和6年2月28日～3月28日
- パブコメ対象①：手形の指導基準（通知）を新設し、指導基準を「60日」とする旨を記載。

手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について（新設）

手形（下請代金支払遅延等防止法（昭和31年6月1日法律第120号）第4条第2項第2号の手形をいう。以下同じ。）を下請代金の支払手段として用いる場合には、下請事業者の利益を保護する観点から、昭和41年以降、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形の交付日から手形の満期までの期間（以下「手形期間」という。）の基準（以下「指導基準」という。）について、繊維業は90日、**その他の業種は120日**とし、親事業者が**これを超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがある**として、その親事業者に対し、指導してきた。

今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とする。

これに伴い、令和6年11月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形期間が60日を超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導されたい。

下請法の指導基準の見直しについて②

- **パブコメ対象②**：手形の指導基準（通知）の新設に併せて、**一括決済方式（ファクタリング等）及び電子記録債権**に係る通知の「120日以内（繊維業の場合は90日以内）」との部分を、「60日以内」に変更。

一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について（改正）

（中略）

7 下請代金の支払期日から下請代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間（手形の交付日から手形の満期までの期間に相当）は、~~120日以内（繊維業の場合は90日以内）~~**60日以内**とすること。

URL:<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/ikkatusisin.html>

電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について（改正）

（中略）

下請代金の支払期日から電子記録債権の満期日（電子記録債権法第16条第1項2号に規定する支払期日をいう。）までの期間（手形の交付日から手形の満期までの期間に相当）は、~~120日以内（繊維業の場合は90日以内）~~**60日以内**とすること。

URL:<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/denshishidou.html>

<新指導基準の運用開始時期>

- **指導基準策定（令和6年4月30日）後、半年程度の周知期間を置き、令和6年11月1日から運用を開始する。**

手形の指導基準見直しの通達（令和6年4月30日）

約束手形、電子記録債権、一括決済方式を利用している皆様

交付から満期日までの期間 60日 を超えていませんか？

2024年11月以降、交付から満期日までの期間^{※1}が60日を超える約束手形、電子記録債権、一括決済方式は、行政指導^{※2}の対象となり得ます。

※1 一括決済方式の場合は、「社金の支払日から代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間」
※2 行政指導の対象は、下請法適用対象の取引

手形サイト60日 手形サイト90日 手形サイト120日

手形払い(サイト60日)の例 ※月末締め翌月末手形払いの場合

手形サイト(手形交付から満期日までの期間) 60日

5月納品 5月末締め・請求 6月末支払い(手形交付) 8月末満期日(現金化)

※政府は、2026年を目途とした、紙の約束手形の利用廃止にも取り組んでいます。

手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について

令和6年4月30日付け官房審議官通知
公正取引委員会事務総局官房審議官

手形（下請代金支払遅延等防止法（昭和31年6月1日法律第120号）第4条第2項第2号の手形をいう。以下同じ。）を下請代金の支払手段として用いる場合には、下請事業者の利益を保護する観点から、昭和41年以降、業界の高償行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形の交付日から手形の満期までの期間（以下「手形期間」という。）の基準（以下「指導基準」という。）について、繊維業は90日、その他の業種は120日とし、親事業者がこれを超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導してきた。

今般、改めて業界の高償行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とする。

これに伴い、令和6年11月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形期間が60日を超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導されたい。

附 則（令和6年4月30日付け官房審議官通知）

（施行期日）

第1条 この通知は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この通知の規定は、この通知の施行の日（以下「施行日」という。）以後に手形が下請代金の支払手段として用いられる場合について適用し、同日前に手形が下請代金の支払手段として用いられた場合については、なお従前の例による。

（一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針についての一部改正）

第3条 一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について（昭和60年12月25日取引部長通知。以下「一括決済方式指導方針」という。）を次のように改正する。

「7」中、「120日以内（繊維業の場合は90日以内）」を「60日以内」に改める。

（一括決済方式指導方針の一部改正に伴う経過措置）

第4条 前条の規定による改正後の一括決済方式指導方針「7」の規定は、施行日以後に一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合について適用し、同日前に一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられた場合については、なお従前の例による。

（電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針についての一部改正）

第5条 電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について（平成21年6月19日取引部長通知。以下「電子記録債権指導方針」という。）の一部を次のように改正する。

「2 決済期間」中、「120日以内（繊維業の場合は90日以内）」を「60日以内」に改める。

（電子記録債権指導方針の一部改正に伴う経過措置）

第6条 前条の規定による改正後の電子記録債権指導方針「2 決済期間」の規定は、施行日以後に電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合について適用し、同日前に電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられた場合については、なお従前の例による。

「手形等のサイト短縮」への対応

20240423中庁第4号
公取企第153号
令和6年4月30日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業省 中小企業庁
事業環境部長 山本 和徳
(公印省略)

公正取引委員会事務総局
官房審議官 向井 康二
(公印省略)

手形等のサイトの短縮への対応について

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）に基づき、手形等（手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。）のサイトについて、繊維業は90日、その他の業種については120日を「指導基準」として、これを超える長期のサイトの手形等を「割引困難な手形（下請法第4条第2項第2号）」等に該当するおそれがあるとして指導してまいりました。

その上で、長期のサイトの手形等が下請事業者の資金繰りの負担となっていることなどを踏まえ、令和3年3月には、おおむね3年以内を目途として、指導基準を業種を問わず60日に変更して、これを超える手形等を、「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとする運用の見直しについての検討を行う旨を公表しました。

今般、改めて各業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準を業種を問わず60日に変更する案について、意見公募手続を経た上で、本日、成案として公表しました（別添）。今後は、令和6年11月1日以降に交付された手形等について、新たな指導基準に基づき対応することとなります。

指導基準の変更に伴い、手形等を振り出す事業者が、そのサイトを円滑に短縮するためには、自らが受け取る手形等のサイトが短縮されることが重要となります。そのため、下請法の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でのサイト短縮の取組や、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響にも配慮する必要があります。

貴団体におかれましては、これらの取組を推進するため、傘下会員に対し、下記を周知・要請いただくよう、御協力をお願いいたします。

記

【サプライチェーン全体での支払手段の適正化について】

手形等のサイトを円滑に短縮するため、傘下会員に対し、以下を周知・要請する。

1. サイトが60日を超える手形等を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とする運用が、令和6年11月1日から始まること。
2. ファクタリング等の一括決済方式については、サイトを60日以内とすることに加え、引き続き、一括決済方式への加入は下請事業者の自由な意思によること並びに親事業者、下請事業者及び金融機関の間の三者契約によることを徹底すること。
3. 下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮する、代金の支払をできる限り現金によるものとするなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めること。とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払手段の適正化とともに、前払比率、期中払比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。

以上

(3) 価格転嫁対策

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現する。このため、独占禁止法¹⁰の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法¹¹の執行強化、下請法改正の検討等を行う。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」¹²を周知徹底する。価格転嫁円滑化の取組について実態調査を行い、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求める。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促す。パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組む。中小企業等協同組合法¹³に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組む。サプライチェーン全体における手形等の支払サイト短縮・現金払い化、利用の廃止に向けた工程の検討を進める。